

朝倉市移住・定住プロモーション業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、朝倉市移住・定住プロモーション業務委託にあたり、優先交渉権者を選定するためのプロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

朝倉市移住・定住プロモーション業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

「朝倉市移住・定住プロモーション業務委託仕様書案（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

業務委託料として11,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 参加資格要件

参加に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

(1) 朝倉市指名停止等措置要綱（平成20年朝倉市告示第144号）の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 次のいずれの事項にも該当しないこと

ア 公序良俗に違反し、社会通念上委託先とすることがふさわしくないと市が判断した者

イ 暴力団、暴力団員が役員となっている団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体のいずれかに該当する者

(5) 委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないように管理・運営を行うことができる者であること。

(6) 本社・支社・支店等が福岡県内にあること。

4 スケジュール

令和3年4月7日	水	参加表明書受付開始
令和3年4月21日	水	参加表明書申込〆切
令和3年4月22日	木	企画提案書に関する質問〆切
令和3年5月14日	金	企画提案書提出〆切・辞退届受付〆切
令和3年5月19日	水	一次審査（書面）結果通知 ※応募多数の場合のみ実施
令和3年5月26日	水	二次審査（プレゼンテーション）
令和3年5月28日	金	二次審査結果通知

5 参加表明手続き

(1) 参加表明書の提出

ア 提出期限

令和3年4月21日（水）

イ 提出書類

参加表明書（様式1）

添付書類：誓約書、営業所一覧表、財務諸表または申告の写し、商業登記簿謄本または身分証明書の写し、使用印鑑届、委任状（任意）、滞納のない証明書（市税）、滞納のない証明書（消費税）

添付書類について、朝倉市指名願受付簿に届け出のある事業者については添付書類不要。

ウ 提出先

下記11担当部署と同じ

エ 提出方法

郵送、または持参（郵送の場合は書留等、追跡ができるものに限る）

オ その他

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式2）を速やかに提出すること。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 提案書類提出書（様式3）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 見積書（任意様式）

エ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）

(2) 提出部数

- ア 提案書類提出書（様式3）1部
- イ 企画提案書10部（正本1部、副本9部）※クリップ留め（ホチキス留め不可）
- ウ 見積書1部
- エ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）1部

(3) 提出期限

令和3年5月14日（金）17時

(4) 提出先

下記11担当部署のとおり

(5) 提出方法

郵送、または持参（郵送の場合は書留等、追跡ができるものに限る）

(6) 提出書類作成にあたっての留意点

〔企画提案書〕

- ・仕様書の業務内容に掲げる各事項全てについて、具体的な提案をすること。
- ・全体スケジュール及び実施体制、実施手順について必ず記載すること。
- ・制作する映像やパンフレットの全体像が分かるよう、コンセプトを明確にするとともにあらすじや具体的な構成映像等を示した絵コンテ等を掲載すること。
- ・用紙サイズは、A4判（縦、横どちらでもよい）とすること。
- ・文字ポイントは、11ポイント以上で作成すること。
- ・片面印刷で15ページ以内（表紙は含めない）とすること。

〔見積書〕

- ・合計額と具体的な積算内訳を示すこと。
- ・2（4）委託金額の上限額を超えない額とすること。

(7) 質疑

本業務に関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

ア 質問〆切日

令和3年4月22日（木）17時

イ 質問方法

電子メールにて、下記11担当部署宛てに送信し、その旨を電話にて連絡すること。

質問様式は問わない。

ウ 回答方法

質問の回答は参加表明書を提出した事業者全員に電子メールで通知する。

7 契約候補者の選定及び契約方法

朝倉市移住・定住プロモーション業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別に定める審査項目に基づき、提出書類の内容、プレゼンテーション及び質疑応答により審査し、第一優先契約候補者及び次点者を選定する。第一優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、もしくは参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者を第二優先契約候補者に選定し、必要により仕様書を調整したうえで随意契約により委託契約を締結する。

なお、参加提案者が1者の場合にあっては審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を第一優先契約候補者として選定する。参加提案者が複数の場合に、いずれも審査基準を満たさない場合は第一優先契約候補者を選定しないものとする。

また、応募が多数の場合（概ね5件を超える場合を想定）は、選定委員会で書類による一次審査を実施し、一次審査を通過した参加者のみプレゼンテーション審査を実施する場合がある。一次審査の結果については、自己の結果のみを各参加提案者に通知する。

本業務は朝倉市契約に関する規則に基づき契約を履行する。

（1）プレゼンテーション

ア 実施日

令和3年5月26日（水）

※時間、会場等を含めた詳細は、別途参加表明書（様式2）に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

イ 時間配分

1事業者につき、25分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答5分以内）

ウ その他

- ・出席者数は、3名以内とする。なお、説明は本業務に直接携わる者が説明すること。
- ・プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。
- ・プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。
- ・プレゼンテーションに必要な機器として、プロジェクター、ケーブル及びスクリーンを市で準備するが、その他の機器は参加提案者で準備すること。

8 審査結果の公表及び通知

審査結果は、市のホームページに掲載するとともに、参加者全員に別途文書で通知する。参加した他の参加提案者の情報、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。また審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

9 失格要件

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を欠くことになった場合
- (2) 提出期限を過ぎて書類等を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 委託金額の上限を超えた見積金額で提案した場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったとみなされる場合

1 0 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え、再提出は、認めない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) プレゼンテーション資料への使用に限り、朝倉市ホームページ内の画像等の使用ができるものとする。

1 1 担当部署

〒838-8601 福岡県朝倉市菩提寺 412 番地 2

朝倉市総務部ふるさと課

担当：佐々木・渡辺

電話：0946-28-7603

FAX：0946-24-8857

M a i l : furusato@city.asakura.lg.jp